

アナログ放送終了リハーサル実施対象地域における
簡易デジタルチューナーの貸与基準等

- 1 貸与するもの
簡易デジタルチューナー
(平成19年12月25日 地デジ完全移行に向けた「簡易なチューナー」の仕様ガイドラインを踏まえたチューナー)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/071225_7.html
- 2 貸与の実施主体
総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）
窓口：デジサポ珠洲
電話：0768-82-7770
<http://www.digisuppo.jp/index.php/branch/suzu/52/>
(参考)平成22年4月1日以降は、貸与の実施主体が、デジサポから珠洲市及び能登町に変更になる予定です。
- 3 貸与開始（予定）
平成21年11月中旬
- 4 貸与の方法
平成21年10月中旬から、デジサポ珠洲が貸与対象者を訪問し、希望調査を行う予定。その後、平成22年1月21日までに、簡易デジタルチューナーの貸与を行う予定。
- 5 貸与対象地区
珠洲中継局エリア（珠洲市及び能登町の一部）
- 6 貸与台数の上限
各世帯への貸与台数の上限は、使用しているテレビの状況等により、次の表中の台数とする。

		デジタル受信機保有台数＋ ケーブルテレビ接続アナログテレビ台数				
		0台	1台	2台	3台	4台以上
使用している テレビの総台数	0台	－	－	－	－	－
	1台	1台	－	－	－	－
	2台	2台	1台	－	－	－
	3台	3台	2台	1台	－	－
	4台以上	4台	3台	2台	1台	－

注1：上表で「デジタル受信機」とは、地上デジタル放送が受信可能なデジタルテレビ、デジタルチューナー及びデジタルチューナー内蔵録画機をいう。

注2：貸与は世帯への貸与を原則とするが、ケーブルテレビに加入していない事業所がアナログテレビを保有している場合には1台貸与する予定。

注3：簡易デジタルチューナーの貸与台数の総数は8千台以内とし、貸与申請数の合計がこれを上回る場合には、上表にかかわらず、優先順位をつけて8千台以内で貸与を行う予定。